

久留米市民温水プール
管理運営業務仕様書

令和8年5月

久留米市
環境部

久留米市民温水プール管理運營業務仕様書

1 施設の概要

(1) 名称 久留米市民温水プール

(2) 所在地 久留米市上津町2199番地39

(3) 建物および施設の概要

建物概要 建設構造 鉄筋コンクリート造2階建

敷地面積 10,841.88㎡

延床面積 2,600.2㎡

竣工 平成7年12月1日

施設概要 25mプール(25m×15.5m 7コース)

幼児プール(楕円5m×11m)

ジャグジーバス(円形3m)

トレーニング室(140㎡、エアロバイク他)

多目的ホール(225㎡、椅子約200脚)

休憩室(18畳)

(4) 開館時間

久留米市民温水プール条例(以下「条例」という。)第6条による。

(5) 休館日

条例第7条による。

条例第7条第2項の臨時休館日

- ・上津クリーンセンターの定期点検及び改修工事等により余熱を供給できないとき(例年連続する20日間程度)。

温水プールに隣接する上津クリーンセンターは、プールへ熱と電気の供給を行っている。令和10年に上津クリーンセンター建て替えに伴う、試運転の計画及びプール特定天井の改修工事も予定しており、その期間は、プールやトレーニング室などの諸室の一部休止又は全部休止が見込まれる。ただし工法や工事期間等の詳細が現時点では決定していない。そのため、工事に伴う休館日数は未定。

- ・プールの定期清掃日(年間4日間以内)
- ・その他市が開館を困難と判断したとき。

2 使用の許可及び使用の制限に関する事項

(1) 施設の供用にあたっては、利用者の公平性を確保すること。

(2) プールを専用利用するとき、または多目的ホールを利用しようとする者はあらかじめ指定管理者の許可を得るものとする。

(3) 利用の不許可は条例第9条の規定の定めるところにより行うこと。

3 法令等の遵守

指定管理者は、本業務の内容及び公共性を十分認識したうえで、施設の運営、維持管理を十分に達成できるように、仕様書、協定書、次の各項に掲げる条例、規則その他関係法令等に基づき、安全かつ能率的に業務を履行しなければならない。

なお、指定期間中に法令等に改正があった場合は、改正された内容に基づくものとする。

- (1) 地方自治法
- (2) 久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
- (3) 久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- (4) 久留米市民温水プール条例
- (5) 久留米市民温水プール条例施行規則（以下「施行規則」という。）
- (6) 個人情報保護に関する法律
- (7) 久留米市情報公開条例
- (8) 久留米市行政手続条例
- (9) 久留米市暴力団排除条例
- (10) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- (11) 久留米市障害を理由とする差別をなくす条例
- (12) 労働関係法令等
- (13) その他関係法令等

4 秘密保持義務及び個人情報保護義務

指定管理者並びに本業務に従事している者又は従事していた者は、本業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。これは、指定管理者の指定期間が満了し、職務を退いた後においても同様である。

また、個人情報保護に関する法律第 66 条の規定により必要かつ適切な安全措置を講じなければならない。

5 情報公開

指定管理者は、久留米市情報公開条例第 23 条の規定により、本業務の範囲内で保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めること。

6 行政手続条例の適用

指定管理者は、許可、不許可その他処分を行う行政庁に該当するため、久留米市行政手続条例（平成 8 年久留米市条例第 24 号）の適用を受ける。

7 障害者差別の禁止

指定管理者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守するとともに、市の取扱いに準じて、障害者に対す

る合理的配慮を提供すること。

8 環境への配慮

指定管理者は、業務の実施にあたっては、省エネルギー、ごみの分別・減量・リサイクル、環境に配慮した物品の購入等、環境への配慮に努めること。

9 公の施設の利用からの暴力団の排除

指定管理者は、公の施設の利用が暴力団の利益になると認められるときは、利用の許可をせず、既に許可している場合においても許可を取り消すなど、必要な措置を講じること。

10 料金制度および料金徴収について

市は、管理者に施設の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(条例第12条)

ただし、利用料金の徴収額の決定は、条例別表の利用料金の額以内とし、文書で市の承認を受けなければならない。

11 利用料の減免等について

管理者は、利用料金の減免及び利用料金の還付が申請された場合は、条例第13条及び第14条の規定により、利用料金の減免及び還付を行わなければならない。

なお、利用料金の減免分については市から補填しない。

12 半額利用券について

市は半額利用券を発行する。(利用実績は、別添「久留米市民温水プール概要」参照)
半額利用券の使用に係る正規利用料金との差額は市から補填しない。

13 利用券の交付について

管理者は、プール及びトレーニング室の個人利用を許可するときは、利用券(回数券を含む)を交付しなければならない。

なお、平成17年度以前に市が交付した回数券及び第1期～第5期の指定管理者が発行した回数券の使用に係る利用料金については、市から補填しない。

※交付した回数券の販売実績は、別添「久留米市民温水プール概要」参照

14 業務の範囲

(1) 施設の管理運営に関する業務

施設は常に清潔に保ち、かつ利用者が安全快適に利用できるよう管理運営し、関係法令に定める基準を満たすこと。業務内容の詳細については特記仕様書による。

- ① 設備(電気設備、空調設備、給排気ファン設備、電気温水器設備、ろ過器設備、貯湯設備、浄化槽、エレベーター設備、自動ドア設備、消防設備、中央監視設備など)の維持管理に関する業務

- ② 備品（トレーニング機器等）の維持管理に関する業務
- ③ 衛生管理（空気環境測定検査、防鼠・昆虫駆除作業）に関する業務
- ④ 清掃（施設内・敷地内）及び緑地・樹木管理に関する業務
- ⑤ 駐車場の維持管理に関する業務
- ⑥ 警備に関する業務
- ⑦ 受付に関する業務
- ⑧ 施設及び設備の安全管理に関する業務
- ⑨ 監視に関する業務
- ⑩ 応急措置に関する業務
- ⑪ プール及びトレーニング室の運動指導に関する業務
- ⑫ 利用統計、会計等の事務に関する業務
- ⑬ その他施設の維持管理に関すること

(2) 水質管理に関すること

- ① 遊泳者が安全快適かつ衛生的に利用できるよう、プール水を水質基準で定める状態に維持すること。
- ② プールの水質基準及び維持管理基準は遊泳用プールの衛生基準について（平成19年5月28日付け健発第0528003号厚生労働省健康局長通知）の水質基準及び維持管理基準とする。
- ③ 水質基準を維持するための薬品投入は適正に行うこととし、投入薬品は事前に市の許可を得ること。

(3) 指定管理事業（教室）に関すること

① プール（市企画事業）

次の事業（教室）を開催すること。温水プールを利用する場合の専用は3コースまでとする。

教室名	曜日等	開催時間※
大人水泳教室	毎週金曜日	11:00~12:00
水中歩行	毎週水曜日	19:00~20:00
小学生水泳教室【水】	毎週水曜日	17:00~18:00
小学生水泳教室【木】	毎週木曜日	17:00~18:00
小学生水泳教室【金】	毎週金曜日	17:00~18:00
小学生水泳教室【土】	毎週土曜日	10:00~11:00
幼児水泳教室【水】	毎週水曜日	16:30~17:30
幼児水泳教室【木】	毎週木曜日	16:30~17:30
幼児水泳教室【金】	毎週金曜日	16:30~17:30
幼児水泳教室【土】	毎週土曜日	16:30~17:30
夏休み小学生水泳教室①	5日間	10:00~11:00
夏休み小学生水泳教室②	5日間	10:00~11:00

夏休み小学生水泳教室③	5日間	10:00~11:00
夏休み小学生水泳教室④	5日間	11:00~12:00
夏休み小学生水泳教室⑤	5日間	11:00~12:00
夏休み小学生水泳教室⑥	5日間	11:00~12:00

※開催曜日等および時間は例示であり、変更することができる。

② 多目的ホール（指定管理者提案事業）

市民の健康増進と体力向上に資することを目的とした事業（延べ950回程度/1年間）を開催すること。

※事業内容については、年度ごとに市と協議のもと、変更することができる。

15 自主事業について

施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、市の承認を得て、指定管理者の責任と費用により、自主事業を実施することができる。

16 自動販売機の設置について

施設の設置目的を損なわない範囲であれば、自動販売機を設置することができる。

ただし、指定管理者が市の承認を得て自らの費用と責任において設置する自動販売機は「自主事業として取り扱うため、行政財産使用料を徴収する。

なお、既に設置されている自動販売機1台（上津校区母子寡婦福祉会の管理）については、そのまま設置される。

17 業務従事者数と資格要件

- (1) 施設には管理責任者及び衛生管理者（管理責任者の兼務可）のほか、監視員、救護員など必要な従事者を配置し、必要な管理体制を整えること。
- (2) プール内の監視は、常時複数体制を維持し、利用者数等に応じ監視員を増員すること。
- (3) 開館時間内は受付及び事務室にそれぞれ常時従事者を配置すること。
- (4) 開館時間内の従事者数は、施設での事故及び火災発生等緊急時に対応できる人数とする。
- (5) プール及びトレーニング室の運動指導にあたる従事者は、運動に関する識見を有する者とする。
- (6) 従事者は、利用者と区別ができるよう、統一のユニホームを着用し、業務に従事すること。

18 業務従事者の教育・訓練

プールの管理等にあたり、救急法、消火・消防、水上安全法等必要な訓練を実施すること。

特に、排（環）水口における吸い込み事故を未然に防止するためには、安全管理に携わる全ての従事者がプールの構造を把握し、排（環）水口の蓋等が固定されていない状態などの危険性、ポンプ停止や利用者の避難誘導等の緊急時の対応方法を正しく理解しているこ

と。

教育内容は次の a～d の項目を必ず含むようにし、e については必要に応じて随時実施すること。

- a プールの構造及び維持管理
- b プール施設内での事故防止対策
- c 事故発生等緊急時の措置と救護
- d 緊急事態の発生を想定した実地訓練
- e 日常の業務等において従事者が経験した「ヒヤリとしたこと」、「ハッとしたこと」や「気がかりなこと」、利用者からの苦情等を題材とした事例研究

訓練内容には、飛び込み事故や溺水事故等のほか、排(環)水口における吸い込み事故を想定したものも必ず含むこと。排(環)水口の異常等を察知した監視員等から他の従事者への連絡方法の検討、異常等の察知からポンプの非常停止までの手順及び所要時間の計測等を行い、かかる事態が実際に起こった場合に、可能な限り迅速に適切な対応ができるように訓練しておくこと。

19 指定管理責任者の選任

指定管理者は、協定締結後ただちに管理責任者を選任し、必要書類とともに市に届け出なければならない。

管理責任者は、プールについて管理上の権限を行使し、関与する全ての従事者に対するマネジメントを総括して、プールにおける安全で衛生的な管理及び運営に当たること。

また、選任に当たっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者であって、公的な機関や公益法人等の実施する安全及び衛生に関する講習会等を受講したものとすること（これらに関する資格を取得していることが望ましい）。

20 管理責任者の職務

管理責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 施設の効率的、効果的な管理運営を安定して行うこと。
- (2) 市と管理者間の調整に関すること。
- (3) 現場における従業員の指揮監督に関すること。
- (4) 適切な管理・運営に資するため、従業員の技術・マナーの向上に努めること。
- (5) 事故・労働災害の防止に努めること。
- (6) 各種報告書の提出
- (7) その他指示事項に対する処置、報告等

21 衛生管理者の選任

指定管理者は、協定締結後ただちに衛生管理者を選任し、必要書類とともに市に届け出なければならない。（管理責任者の兼務可）

衛生管理者は、プールの衛生及び管理の実務を担当するものとし、水質に関する基本的知識、プール水の浄化消毒についての知識等を有し、プール管理のための施設の維持、水質浄化装置の運転管理、その他施設の日常の衛生管理に当たること。なお、その際は、管

理責任者、監視員及び救護員と協力して、プールの安全管理に当たること。

衛生管理者の選任に当たっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者であって、公的な機関や公益法人等の実施するプールの施設及び衛生に関する講習会等を受講したものとすること（これらに関する資格を取得した者とすることが望ましい）。

2.2 監視員の選任

指定管理者は、協定締結後、監視員を選任すること。

監視員は、プール利用者が安全に利用できるよう、プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行うこと。

選任に当たっては一定の泳力を有する等、監視員としての業務を遂行できる者とし、プール全体がくまなく監視できるよう施設の規模に見合う十分な数の監視員を配置すること。

2.3 救護員の選任

指定管理者は、協定締結後、救護員を選任すること。

プール施設内で傷病者が発生した場合に応急救護に当たること。

選任に当たっては、公的な機関や公益法人等が実施する救急救護訓練を受けた者とし、施設の規模に応じ、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。なお、救急救護に関する資格を取得した者とすることが望ましい。

2.4 安全標準指針に則った措置の実施

プールの安全標準指針（平成19年3月文部科学省及び国土交通省策定）に定める安全管理基準に則り、プール運営上の必要な措置を講ずること。

2.5 業務の委託等

指定管理者は、施設の管理に関する業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、部分的な業務について、専門的知識を有する者等に委託することができる。

2.6 管理運営に要する経費

(1) 管理運営に係る経費に関すること

① 施設利用料は指定管理者の収入とし、管理運営に係る経費の一部に当てるものとする。

② 市から支払う経費は、久留米市民温水プールの管理運営に係る市の予算の範囲内で指定管理者の提出した事業計画の収支の差引額を限度とする。

③ 業務の内容に変更や、賃金水準又は物価水準の変動が生じた場合には、双方協議の上市から支払う経費の額を変更する場合がある。

(2) 光熱水費等の取り扱い

① 水道使用料 指定管理者の負担とする。

② 下水道使用料 指定管理者の負担とする。

- ③ 電気の使用 市から支給する。
- ④ 熱の使用 市から支給する。ただし、上津クリーンセンターの余熱利用設備が停止している時は支給できない。

※ガスの使用はなし。

- (3) 指定期間を越える賃貸借契約及び委託契約は締結できないものとする。また、指定期間内であっても、指定管理者の責めに帰すべき事由による、指定の取り消しおよび業務停止の場合、その損害についてはすべて指定管理者が責任を負うものとする。

2.7 会計処理

以下の点に留意し、適切に会計を処理すること。

- (1) 会計上、本業務の収支を、指定管理者の他の事業の収支と区分すること
- (2) 必要な会計書類（会計帳簿、決裁書、契約書、請求書、領収書、通帳等）を、保存年限を定めて、適切に整備・保管すること
- (3) 会計処理に係るルールを明確に定めること
- (4) 会計処理に係る組織的なチェック体制を構築すること（複数名によるチェック、決裁手続、会計監査等）

2.8 リスク分担

基本協定・年度協定によって、施設管理及び事業運営に係るリスクの負担区分を明確にして不測の事態に備えること。また、適切に対処して混乱を防ぐとともに、円滑な管理運営を行うこと。（下表「リスク分担表」のとおり）

リスク分担表

リスクの種類	内 容	リスク負担者	
		市	指定管理者
法令の変更	指定管理者が行う運營業務に影響を及ぼす変更（※1参照）	○	○
物 価	物価変動により人件費、物件費等経費の増	(※2)	○
金 利	金利変動による経費の増		○
施設・設備・物品等の損傷	経年劣化で小規模のもの		○
	経年劣化で上記以外のもの	○	
	指定管理者の管理上の瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	第三者の行為から生じた小規模のもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	

不可抗力	不可抗力による業務の変更、中止又は延期 (※3参照)	○	○
需要変動	当初の需要見込みと異なる市場状況		○
施設競合	競合施設による利用者減及び収入減		○
個人情報の保護	指定管理者の責めに帰すべき事由により 情報が漏洩し、又はこれに伴い犯罪が発生		○
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
損害賠償	管理運営上における事故(※4参照)	○	○
事業終了時	指定期間の満了又は期間中途における事 業の廃止に伴う原状回復に伴う費用		○

※1 指定管理者が行う運營業務に影響を及ぼす変更(法令の変更)

- ・施設の管理運営行為そのものに影響を及ぼすものは、市がそのリスクを負うこととします。
- ・管理運営に必要とされる許認可等を必要とする場合のリスクは、指定管理者が負うものとします。

※2 著しい物価変動への対応

- ・著しい物価変動が発生した場合は、高騰した経費の負担等について市と指定管理者で協議します。
- ・人件費については、「久留米市指定管理料の算定及び人件費スライド制度の手引き」について定める方法により、賃金水準の変動に応じて指定管理料を増減します。

※3 不可抗力への対応

- ・不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、暴動、感染症の流行等の市又は指定管理者の責めに帰すことができない自然的又は人為的な現象をいいます。
- ・不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で市が負担するものとします。なお、指定管理者が付保した保険によりてん補された金額相当分については、市の負担に含まないものとします。
- ・建物や設備が復旧困難な被害を受けた場合は、協定を解除します。
- ・復旧可能な場合は、その復旧に要する経費等の負担は、市と指定管理者で協議します。
- ・避難所等として使用した場合において、新たに発生した経費等の負担については、市と指定管理者で協議します。

※4 管理運営上における事故

- ・指定管理者の管理運営上の瑕疵による事故及び臨時休館等に伴う利用団体への損害についてのリスクは、指定管理者が負うこととします。

- ・基幹的な施設、機器等の不備による事故及び臨時休館等に伴う利用団体への損害について、その主たる原因が、指定管理者の施設管理上の瑕疵がない場合は、そのリスクは市が負うこととなります。

29 施設等の点検、改修

久留米市民温水プールの施設・設備は、施設の利用に支障をきたさないよう、正常に保持し、適正、安全な利用に供するよう日常的な保守点検を行い、必要に応じて補修・修繕を行うこと。

大規模な修繕、改造、改築は、原則として市が実施するが、小規模なもの、突発的なものについては指定管理者が行うものとする。

- (1) 見積額1件が10万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては、指定管理者の費用と責任において実施する。
- (2) 修繕した施設・設備は全て市に帰属する。

30 損害賠償

市に施設設置者として瑕疵があった場合は、市が損害賠償責任を負う。一方で、その損害が指定管理者の責任に起因したものについては、指定管理者が市または第三者に対してその損害賠償責任を負うことになるので、指定管理者の負担により損害賠償保険に加入すること。なお、建物については市が火災保険に加入する。

31 災害・緊急事態への対応

- (1) 地震、火災、風水害等の災害及び人身事故等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、行動マニュアルを定めるとともに、日頃から訓練を行い、利用者や職員等の安全確保を図ること。
- (2) 利用者等の急な傷病等に適切に対応できるよう、近隣の医療機関と連携し、緊急時には的確な対応を行うこと。
- (3) 災害等の緊急事態が発生した場合には、被害が最小になるように迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに市に報告すること。
- (4) 災害等の緊急事態発生時には、市の求めに応じて施設を開放すること。災害対応に要する経費は、市と指定管理者で協議を行い決定するものとする。

32 協定の締結

市と指定管理者は、次の項目について、指定期間を通じての基本的事項を定めた基本協定及び年度毎の指定管理料に関する事項等を定めた年度協定を締結する。

また、市または管理者において協定の改定が必要と認める場合は、協議することができる。

- (1) 管理業務に関する事項
- (2) 利用料金制度及び利用料金に関する事項

- (3) 本市が支払う管理費用に関する事項
- (4) 事業の報告に関する事項
- (5) 指定管理者が施設の管理運営により取得した個人情報の保護に関する事項
- (6) 事故発生時の対応及び損害賠償に関する事項
- (7) 指定管理者の取消しに関する事項
- (8) その他必要と認める事項

3.3 事業計画書・事業報告書の提出

指定管理者は、以下の書類を協定で定めるところにより提出するほか、市が要求する報告書類については、適宜提出すること。

(1) 事業計画書の提出

次年度に予定する事業計画書

- ①事業計画書
- ②収支計画書
- ③管理責任者・衛生管理者の選任届
- ④業務従事者名簿（経歴、資格を含む）
- ⑤職務分担表（配置計画、シフト表）
- ⑥緊急時の体制マニュアル（緊急連絡体制表、非常時出動体制表等）
- ⑦その他市が指示する書類

(2) 毎月終了後に提出する報告書類

- ①施設利用統計（施設別日別利用統計）
- ②入場区分別利用状況（プール及びトレーニング室）
- ③利用料統計（施設別日別利用料統計）
- ④多目的ホール利用統計（日別時間帯別利用目的一覧）
- ⑤割引券利用集計表（日別区分別施設別集計）
- ⑥券売機日計表及び日計クリアー表（日別券売機別）
- ⑦日別減免利用台帳
- ⑧施設利用者数比較表
- ⑨施設利用料比較表
- ⑩高齢者・障害者の利用状況
- ⑪区分別・男女別・利用状況
- ⑫割引券(半額)・高齢者割引(半額)・身障者減免(無料)集計表
- ⑬時間帯・男女別入場者数(プール・トレーニング・多目的ホール)
- ⑭1日平均利用者数(割合)
- ⑮クレーム報告書

(3) 毎年度終了後に提出する報告書類

- ①事業報告書

- ②施設利用統計（施設別月別利用統計、前年度対比含む）
- ③利用料統計（施設別月別利用料統計、前年度対比含む）
- ④区分別男女別利用統計（月別施設別統計）
- ⑤割引・減免集計（月別割引区分別施設別集計）
- ⑥時間帯別男女別施設別統計（月別時間帯別男女別統計）
- ⑦管理に係る経費の収支状況
- ⑧年度企画提案事業の実施状況報告
- ⑨年度自主事業の実施状況報告
- ⑩年度多目的ホール使用稼働率
- ⑪年度半額券持参の高齢者利用数

3.4 指定管理の開始（準備）

指定管理業務開始前において、現行の施設管理者から業務の引継ぎを受け、本業務の実施に必要な人材を確保し、業務従事予定者に対して必要な研修等を行い、業務を習得させること。

また、指定管理者の負担で準備する備品、消耗品、その他本業務の実施に必要な物品の調達、必要書類の作成、各種印刷物作成等を漏れなく行うこと。

なお、事前準備に係る費用は、指定管理者の負担とする。

3.5 物品等の帰属（貸与、購入）

（1）別紙1貸与品リストに示す備品等は、市が無償で貸与する。指定管理者はこれを善良なる管理者の注意義務をもって管理すること。

（2）備品等が経年劣化等で本業務の用に供することができなくなった場合、市が購入または調達を行うものとする。

（3）指定管理者の故意または過失により備品等を毀損滅失したときは、自己の費用により当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

（4）指定管理者は、本業務を実施するために備品等が必要な場合は、市と協議の上購入または調達することができる。

（5）入退場管理システム（パソコン含む）及び券売機については、指定管理者が設置し、管理を行うものとする。（券売機の参考型番：NEC マガナスコミュニケーション(株)：BT-e212-E）

（6）トレーニング機器については、前指定管理者の持込み（別紙2トレーニング機器リスト）と同等品を指定管理者が配備し、管理を行うものとする。

（7）日常的な管理で必要となる部品や消耗品の購入は指定管理者が実施する。

（例：各種ベルト、オイル、グリス、薬品、フィルター、炉材、電球等）

3.6 事務室等の使用

指定管理者は、業務に必要な施設（管理者事務室、休息室、更衣室、便所等）を指定期間中無償で使用することができる。ただし、損傷を与えた場合は、指定管理者の責任で弁償しなければならない。また、使用に当たっては、節水、節電に努めなければならない。

37 モニタリング

市は、指定管理者により適切かつ確実なサービスが実施されているか確認するため、「指定管理者制度モニタリングマニュアル」に基づき、モニタリングを実施する。

38 指定の取消し等

市は、次に掲げる事項に該当することにより、管理を継続することができないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがある。

- (1) 指定管理者が市の指示に従わないとき
- (2) 暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有することが判明し、指定管理者により管理業務を行うことが適当でないと認められるとき。
- (3) その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

39 指定管理の終了

- (1) 指定期間の終了に際し、市または市が指定する者に対し、業務の引継ぎ等を行わなければならない。
- (2) 指定期間終了までに、管理物件を現状に復旧し明け渡さなければならない。
- (3) 備品等は、市又は市が指定する者に対し引き継がなければならない。ただし、指定管理者が購入又は調達し、「35 物品等の帰属（貸与、購入）」の規定に基づき指定管理者の備品と決した備品等は、権利者の責任と費用負担により撤去すること。

40 監査

市又は久留米市監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う本業務に係る出納その他の事務について、監査委員による監査、包括外部監査、個別外部監査等の監査を行うことができる。

41 目的外使用

施設（行政財産）の目的外使用については、施設の設置目的を損なわない範囲内とし、指定管理者は、久留米市財産規則の定めるところにより事前に市の許可を得なければならない。なお、この場合、久留米市行政財産使用料条例に基づき、使用料を徴収する。

42 適格請求書（インボイス）の発行事業者の登録

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するため、適格請求書（インボイス）の発行事業者の登録を行うこと。また、適格請求書（インボイス）の発行に伴い、発行したインボイスの保存等の事務に対応すること。

43 その他

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、市および指定管理者の双方で協議を行い決定するものとする。

温水プール貸与品一覧

別紙 1

NO	品名	メーカー	規格	数量	配置場所
1	片袖机	トーヨースチール		6	事務室
2	両袖机	トーヨースチール		1	事務室
3	事務椅子	チトセ100F	100F	4	事務室
4	事務椅子	チトセ150F	150F	2	事務室
5	事務椅子	チトセ150HF	150HF	1	事務室
6	事務椅子			1	事務室
7	診察用ベンチ			1	ギャラリー室
8	担架(ストレッチャー)			1	ギャラリー室
9	ローパーテーション			3	事務室
10	ミーティングテーブル	コクヨ		1	事務室
11	耐火金庫	コクヨ	HS-AL20	1	事務室
12	プリンター台			1	事務室
13	キャビネット	イトーキ	保管庫	5	事務室
14	キャビネット	イトーキ	トレイ	1	事務室
15	硬貨選別器	ダイト	DC-9P	1	事務室
16	カメラ	ミノルタ	303SI	1	事務室
17	工具セット			1	機械室
18	整理棚			9	倉庫
19	脚立			1	機械室
20	食器棚			1	事務室
21	ロッカー	ZIPPER	3人用	3	男子更衣室2、女性1
22	ロッカー	ウチダ	3人用	1	男子更衣室
23	ロッカー	ZIPPER	6人用	2	男性更衣室1、女子1
24	ロッカー	サンキ	3人用	1	女子更衣室
25	靴箱	イトーキ	24人用	10	玄関9、事務室1
26	傘たて			1	玄関
27	ホワイトボード			3	ロビー1、事務室1、ホール倉庫1
28	案内板			4	玄関3、プールサイド1
29	長イス(背なし)			10	ロビー
30	長イス(背あり)			3	ロビー
31	座卓			8	和室

温水プール貸与品一覧

NO	品名	メーカー	規格	数量	配置場所
32	プール用たんか	アクアキャリー		1	器具室
33	冷凍庫	日立		1	器具室
34	全自動プールクリーナー	宮川商事		1	器具室
35	清掃ロボット	ドルフィン	ダイナミック	1	器具室
36	コースロープセット			2	機械室
37	プール用車椅子			1	身体障害者更衣室
38	ウォーターステップ	JF9158		1	プール
39	ベルトトレーナー	セノー	BJ0103	1	ロビー
40	WELL LOAD(トレッドミル)	竹井機器		1	トレーニング室
41	レッグレイズ	セノー	BN5900	1	トレーニング室
42	カールストレッチベンチ	セノー		1	トレーニング室
43	ツイストマシン			1	トレーニング室
44	エアロバイク	マトリクス		1	トレーニング室
45	全自動血圧計	ウエダ製作所	UDEX II α	1	ロビー
46	テーブル			30	2Fホール25、ロビー6
47	スタッキングチェアー			198	
48	チェア用台車			6	2Fホール5、ロビー1
49	ベビーベッド	TOTO		2	ロビートイレ前男1、女1
50	簡易ステージ	コクヨ		4	2Fホール
51	演台			1	2Fホール
52	花台			1	2Fホール

トレーニングリース機器一覧

別紙 2

	機器名称	メーカー	台数
①	トレッドミル T3x 200V	ジョンソンヘルステックジャパン株式会社	4
②	アップライトサイクル U3x	ジョンソンヘルステックジャパン株式会社	4
③	リカンベントサイクル R3x	ジョンソンヘルステックジャパン株式会社	2
④	ステッパー S3x	ジョンソンヘルステックジャパン株式会社	2
⑤	ローアー W1x	ジョンソンヘルステックジャパン株式会社	1
⑥	VERSA チェストプレス VS-S13	ジョンソンヘルステックジャパン株式会社	1
⑦	VERSA ショルダープレス VS-S23	ジョンソンヘルステックジャパン株式会社	1
⑧	VERSA シーテッドロー VS-S34	ジョンソンヘルステックジャパン株式会社	1
⑨	VERSA レッグエクステンション VS-S72	ジョンソンヘルステックジャパン株式会社	1
⑩	VERSA レッグカール VS-S72	ジョンソンヘルステックジャパン株式会社	1
⑪	VERSA レッグプレス/カーフレイズ VS-S70	ジョンソンヘルステックジャパン株式会社	1
⑫	アジャスタブルデクラインベンチ MG-A61	ジョンソンヘルステックジャパン株式会社	1
⑬	バックエクステンション MG-A93	ジョンソンヘルステックジャパン株式会社	1

久留米市民温水プール概要

1. 施設の目的

子供から高齢者まで幅広い各層が、年間を通じて自由にスポーツに親しめる施設として、市民の健康増進と体力向上に資することを基本とし、併せて市民のスポーツの振興をはかることを目的とする。

運営の基本方針としては、温水プール、トレーニング室及び多目的ホールという主要施設の個人・団体による一般利用の促進を主眼とし、啓発事業として初心者対象の水泳教室等を展開していく。

2. 施設の概要

(1) 建物の概要

名 称	久留米市民温水プール
所 在 地	久留米市上津町2199番地39
建 設 構 造	鉄筋コンクリート造2階建
建 設 面 積	2,482.87 m ²
建 築 延 面 積	2,600.2 m ²
敷 地 面 積	10,841.88 m ²
工 期	着 工 平成6年9月13日 竣 工 平成7年12月1日
開 館	平成8年2月17日

(2) 建設費 1,110,985 千円

(3) 施設の内容

室 名	面 積 ・ 設 備 等
25mプール	387.5 m ² (25m×15.5m 6コース・深さ1.15~1.25m 1コース・深さ0.75m)
幼児プール	50 m ² (楕円5m×11m・深さ0.5m)
ジャクジーバス	円形 (直径3m・深さ0.5m)
トレーニング室	140 m ² ・エアロバイク、ルームランナー他
多目的ホール	225 m ² ・椅子200脚 (2部屋分割可能)
休憩室	39 m ² (18畳)

3. 事業収支状況

収入の部

(単位：千円)

項目	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 決算額	説明
指定管理料	54,103	53,248	52,713	
施設利用料金	18,748	20,856	21,933	施設利用料収入
その他	14,075	13,407	15,002	物品販売等
支援金	0	0	0	
計	86,926	87,511	89,648	

(※消費税込み)

支出の部

(単位：千円)

項目	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 決算額	説明
人件費・福利厚生費	39,565	41,343	39,996	
消耗品費等	2,843	2,542	3,146	水質管理薬品、修繕費等
役務費	344	327	337	電話、通信等
光熱水費	7,398	6,040	6,533	水道料金、下水道料金
委託費	14,138	14,198	14,359	清掃、植木管理、機械整備等
賃借料	880	880	880	リース料(トレーニングマシン、複合機等)
市企画事業	7,559	7,876	7,612	教室外注費、物販仕入れ費
その他	1,561	1,539	1,400	保険料等
間接費	7,429	7,479	7,662	管理運営に伴う本社等の経費
消費税	4,803	4,664	4,704	課税対象のみ
計	86,519	86,888	86,629	

4. 施設の利用料金

施設の利用料金については、条例に定める額の範囲内において、指定管理者が市の承認を得て決定する（条例第11条第2項）。

現在の条例上の利用料金の額（表1のとおり）と実際の利用料金の額（表2のとおり）が異なるため注意。

表1（条例で定める利用料金の額）
プール及びトレーニング室利用料金

施設名	区分		利用料金		
			使用開始から2時間まで	超過料金 (30分当たり)	回数券 (2時間分の利用券11枚つづり)
プール	共用利用	一般	1人につき 420円	1人につき 100円	4,200円
		小学生・中学生	1人につき 210円	1人につき 50円	2,100円
		幼児	1人につき 100円	1人につき 50円	1,000円
	専用利用（1コース当たり）	2,130円 +個人利用料金	1,600円	—	
トレーニング室	一般	1人につき 210円	1人につき 50円	2,100円	

多目的ホール利用料金

時間区分	午前 (9時から12時まで)	午後 (13時から17時まで)	夜間 (18時から21時まで)
利用料金	1,920円	2,560円	1,920円
冷暖房利用料金	1時間までごとに 1,600円		

表2（現指定管理者が決定した利用料金の額）

プール及びトレーニング室利用料金

施設名	区分		利用料金		
			使用開始から2時間まで	超過料金 (30分当たり)	回数券 (2時間分の利用券11枚つづり)
プール	共用利用	一般	1人につき 410円	1人につき 100円	4,100円
		小学生・中学生	1人につき 210円	1人につき 50円	2,100円
		幼児	1人につき 100円	1人につき 50円	1,000円
	専用利用(1コース当たり)	2,070円 +個人利用料金	1,520円	—	
トレーニング室	一般	1人につき 210円	1人につき 50円	2,100円	

多目的ホール利用料金

時間区分	午前 (9時から12時まで)	午後 (13時から17時まで)	夜間 (18時から21時まで)
利用料金	1,870円	2,490円	1,870円
冷暖房利用料金	1時間までごとに 1,550円		

5. 市企画事業の実施状況

令和6年度

市企画事業教室

(1) 参加人数集計(プール)

教室名	曜日	時間	定員	第1期		第2期		第3期		第4期	
				参加	参加率	参加	参加率	参加	参加率	参加	参加率
たのしむスイム	金曜日	11:00~12:00	15	6	40.0%	12	80.0%	10	66.7%	6	40.0%
小学生水泳教室	水曜日	17:00~18:00	20	10	50.0%	11	55.0%	12	60.0%	11	55.0%
小学生水泳教室	木曜日	17:00~18:00	20	10	50.0%	20	100.0%	11	55.0%	10	50.0%
小学生水泳教室	金曜日	17:00~18:00	20	11	55.0%	9	45.0%	14	70.0%	17	85.0%
小学生水泳教室	土曜日	10:00~11:00	21	17	81.0%	21	100.0%	23	109.5%	17	81.0%
幼児水泳教室	水曜日	16:30~17:30	13	10	76.9%	9	69.2%	9	69.2%	4	30.8%
幼児水泳教室	木曜日	16:30~17:30	13			9	69.2%	9	69.2%	8	61.5%
幼児水泳教室	金曜日	16:30~17:30	13								
夏休み小学生水泳教室①	火~金	10:00~11:00	15			20	133.3%				
夏休み小学生水泳教室②	火~金	11:00~12:00	15			15	100.0%				
夏休み小学生水泳教室③	火~金	10:00~11:00	15			14	93.3%				
夏休み小学生水泳教室④	火~金	11:00~12:00	15			21	140.0%				
夏休み小学生水泳教室⑤	火~金	10:00~11:00	15			15	100.0%				
夏休み小学生水泳教室⑥	火~金	11:00~12:00	15			21	140.0%				
計			-	64	58.8%	197	94.2%	88	71.4%	73	57.6%

(2) 参加人数集計(多目的ホール)

教室名	曜日	時間	定員	第1期		第2期		第3期		第4期	
				参加	参加率	参加	参加率	参加	参加率	参加	参加率
朝ヨガ	日曜日	10:30~11:30	40	9	22.5%	8	20.0%	12	30.0%	10	25.0%
ZUMBA(昼)	日曜日	12:00~13:00	40	18	45.0%	18	45.0%				
からだアンチエイジング	火曜日	10:00~11:00	10	8	80.0%	8	80.0%	8	80.0%	8	80.0%
ボディアタック	火曜日	18:50~19:50	30	10	33.3%	7	23.3%	8	26.7%	5	16.7%
キックボクシング	火曜日	20:00~21:00	7			3	42.9%	4	57.1%	5	71.4%
ビューティーピラティス	水曜日	13:00~14:00	30	8	26.7%	9	30.0%	10	33.3%	11	36.7%
ロコモーショントレーニング	水曜日	14:30~15:30	13	12	92.3%	10	76.9%	11	84.6%	12	92.3%
おとなペン字	水曜日	10:30~12:00	10	10	100.0%	10	100.0%	10	100.0%	10	100.0%
書道教室	水曜日	16:30~18:00	10	5	50.0%	7	70.0%	7	70.0%	5	50.0%
フラダンス教室	木曜日	13:30~15:00	30	9	30.0%	9	30.0%	6	20.0%	6	20.0%
ハニーズダンススクール	木曜日	17:30~18:30	20	10	50.0%	10	50.0%	13	65.0%	13	65.0%
筋膜リリースde美ボディ	木曜日	18:50~19:50	30	11	36.7%	12	40.0%	13	43.3%	11	36.7%
ZUMBA(夜)	木曜日	20:00~21:00	40	36	90.0%	32	80.0%	23	57.5%		
ヨガ(夜)	金曜日	19:30~21:00	40	17	42.5%	16	40.0%	15	37.5%	12	30.0%
絵手紙教室	金曜日	10:00~11:30	20	6	30.0%	6	30.0%	8	40.0%	8	40.0%
水彩画教室	金曜日	10:00~12:00	20	20	100.0%	19	95.0%	17	85.0%	17	85.0%
キッズダンス	土曜日	10:30~11:30	20	8	40.0%	8	40.0%	8	40.0%	10	50.0%
キッズダンス入門	土曜日	11:40~12:40	20	6	30.0%	6	30.0%	6	30.0%	8	40.0%
計			430	203	52.9%	198	51.3%	179	52.9%	151	

5. 市企画事業の実施状況

令和5年度

市企画事業教室

(1) 参加人数集計(プール)

教室名	曜日	時間	定員	第1期		第2期		第3期		第4期	
				参加	参加率	参加	参加率	参加	参加率	参加	参加率
たのしめスイム	金曜日	11:00~12:00	15	6	40.0%	6	40.0%	7	46.7%	6	40.0%
泳がナイト	水曜日	19:00~20:00	15	2	13.3%	4	26.7%	3	20.0%		
小学生水泳教室【水5】	水曜日	17:00~18:00	21	22	104.8%	22	104.8%	17	81.0%	9	42.9%
小学生水泳教室【水6】	水曜日	18:00~19:00	21	10	47.6%	13	61.9%	7	33.3%	6	28.6%
小学生水泳教室【木5】	木曜日	17:00~18:00	21	4	19.0%	11	52.4%	8	38.1%	4	19.0%
小学生水泳教室【木6】	木曜日	18:00~19:00	21	2	9.5%	6	28.6%	4	19.0%		
小学生水泳教室【金5】	金曜日	17:00~18:00	21	5	23.8%	10	47.6%	13	61.9%	8	38.1%
小学生水泳教室【金6】	金曜日	18:00~19:00	21	6	28.6%	12	57.1%	7	33.3%		
小学生水泳教室【土】	土曜日	10:00~11:00	21	11	52.4%	6	28.6%	8	38.1%	9	42.9%
幼児水泳教室【水】	水曜日	16:30~17:30	13	4	30.8%	6	46.2%	9	69.2%	9	69.2%
幼児水泳教室【木】	木曜日	16:30~17:30	13	2	15.4%	4	30.8%	6	46.2%		
幼児水泳教室【金】	金曜日	16:30~17:30	13	2	15.4%	3	23.1%	5	38.5%		
夏休み小学生水泳教室①	火~金	10:00~11:00	21			18	85.7%				
夏休み小学生水泳教室②	火~金	11:00~12:00	21			16	76.2%				
夏休み小学生水泳教室③	火~金	10:00~11:00	22			12	54.5%				
夏休み小学生水泳教室④	火~金	11:00~12:00	23			6	26.1%				
夏休み小学生水泳教室⑤	火~金	10:00~11:00	24			8	33.3%				
夏休み小学生水泳教室⑥	火~金	11:00~12:00	21			10	47.6%				
計				76	33.4%	173	48.4%	94	43.8%	51	40.1%

(2) 参加人数集計(多目的ホール)

教室名	曜日	時間	定員	第1期		第2期		第3期		第4期	
				参加	参加率	参加	参加率	参加	参加率	参加	参加率
朝ヨガ	日曜日	10:30~11:30	40	2	5.0%	3	7.5%	2	5.0%	2	5.0%
ZUMBA(昼)	日曜日	12:00~13:00	40	5	12.5%	5	12.5%	5	12.5%	4	10.0%
からだアンチエイジング	火曜日	10:00~11:00	10	2	20.0%	2	20.0%	4	40.0%	5	50.0%
ボディアタック	火曜日	18:50~19:50	30	7	23.3%	7	23.3%	7	23.3%	10	33.3%
リフレッシュヨガ	火曜日	20:00~21:00	30	5	16.7%	4	13.3%	5	16.7%	6	20.0%
ビューティーピラティス	水曜日	13:00~14:00	30	9	30.0%	7	23.3%	8	26.7%	7	23.3%
ロコモーショントレーニング	水曜日	14:30~15:30	15	10	66.7%	7	46.7%	11	73.3%	10	66.7%
おとなペン字	水曜日	10:30~12:00	10	8	80.0%	8	80.0%	9	90.0%	9	90.0%
書道教室	水曜日	16:30~18:00	10	2	20.0%	2	20.0%	2	20.0%	5	50.0%
フラダンス教室	木曜日	13:30~15:00	30	5	16.7%	5	16.7%	7	23.3%	7	23.3%
ハニーズダンススクール	木曜日	17:30~18:30	20	15	75.0%	13	65.0%	9	45.0%	9	45.0%
筋膜リリースde美ボディ	木曜日	18:50~19:50	30	8	26.7%	7	23.3%	8	26.7%	11	36.7%
ZUMBA(夜)	木曜日	20:00~21:00	40	34	85.0%	30	75.0%	35	87.5%	34	85.0%
ヨガ(夜)	金曜日	19:30~21:00	40	12	30.0%	11	27.5%	14	35.0%	12	30.0%
絵手紙教室	金曜日	10:00~11:30	20	5	25.0%	5	25.0%	7	35.0%	8	40.0%
水彩画教室	金曜日	10:00~12:00	20	20	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	20	100.0%
キッズダンス(初級・中級)	土曜日	10:30~11:30	20	7	35.0%	7	35.0%	7	35.0%	8	40.0%
キッズダンス入門	土曜日	11:40~12:40	20	3	15.0%	5	25.0%	3	15.0%	3	15.0%
計				159	37.9%	148	35.5%	163	39.4%	170	42.4%

5. 市企画事業の実施状況

令和4年度

市企画事業教室

(1) 参加人数集計(プール)

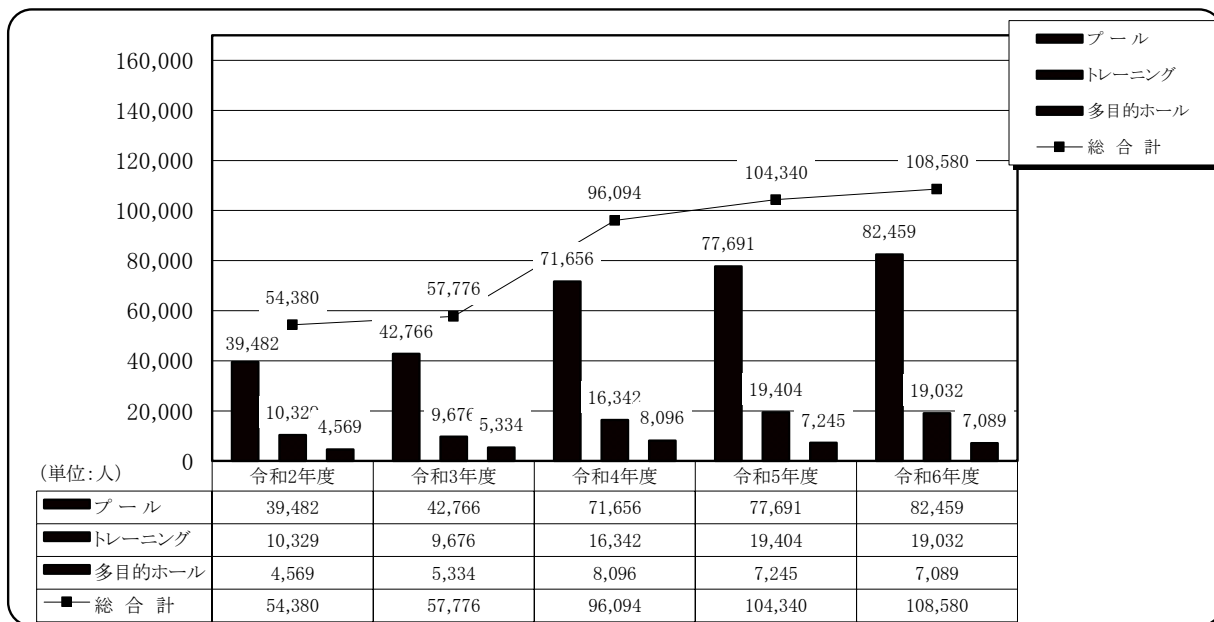
教室名	曜日	時間	定員	第1期		第2期		第3期		第4期	
				参加	参加率	参加	参加率	参加	参加率	参加	参加率
たのしむスイム	金曜日	11:00~12:00	15	8	53.3%	8	53.3%	9	60.0%	6	40.0%
ナイトスイム	水曜日	19:00~20:00	15	2	13.3%	3	20.0%				
小学生水泳教室【水5】	水曜日	17:00~18:00	21	21	100.0%	21	100.0%	16	76.2%	9	42.9%
小学生水泳教室【水6】	水曜日	18:00~19:00	21	4	19.0%	11	52.4%	11	52.4%	3	14.3%
小学生水泳教室【木5】	木曜日	17:00~18:00	21	8	81.0%	11	52.4%	7	33.3%	2	9.5%
小学生水泳教室【木6】	木曜日	18:00~19:00	21			6	28.6%	6	28.6%	3	14.3%
小学生水泳教室【金5】	金曜日	17:00~18:00	21	17	81.0%	13	61.9%	13	61.9%	2	9.5%
小学生水泳教室【金6】	金曜日	18:00~19:00	21	16	76.2%	17	81.0%	7	33.3%	3	14.3%
幼児水泳教室【水】	水曜日	16:30~17:30	13	6	46.2%	13	100.0%	11	84.6%	8	61.5%
幼児水泳教室【木】	木曜日	16:30~17:30	13			7	53.8%	4	30.8%	4	30.8%
幼児水泳教室【金】	金曜日	16:30~17:30	13	6	46.2%	6	46.2%	8	61.5%	2	15.4%
夏休み小学生水泳教室①	火~金(5回)	10:00~11:00	21			21	100.0%				
夏休み小学生水泳教室②	火~金(5回)	10:00~11:00	21			11	52.4%				
夏休み小学生水泳教室③	火~金(5回)	10:00~11:00	21			26	123.8%				
計				88	57.4%	174	66.1%	92	52.3%	42	25.2%

(2) 参加人数集計(多目的ホール)

教室名	曜日	時間	定員	第1期		第2期		第3期		第4期	
				参加	参加率	参加	参加率	参加	参加率	参加	参加率
朝ヨガ	日曜日	10:30~11:30	40	9	22.5%	6	15.0%	6	15.0%	9	22.5%
ZUMBA(昼)	日曜日	12:00~13:00	40	16	40.0%	17	42.5%	16	40.0%	16	40.0%
THE・ストレッチ	火曜日	10:00~11:00	10	6	60.0%						
シンプルトレーニング&ストレッチ	火曜日	10:00~11:00	10							4	40.0%
ボディアタック	火曜日	18:50~19:50	30	8	26.7%	10	33.3%	7	23.3%	7	23.3%
リフレッシュヨガ	火曜日	20:00~21:00	30	7	23.3%	7	23.3%	4	13.3%	4	13.3%
ビューティーピラティス	水曜日	13:00~14:00	30	11	36.7%	10	33.3%	8	26.7%	8	26.7%
ロコモーショントレーニング	水曜日	14:30~15:30	15	14	93.3%	12	80.0%	9	60.0%	7	46.7%
おとなペン字	水曜日	10:30~12:00	10	6	60.0%	6	60.0%	8	80.0%	6	60.0%
書道教室	水曜日	16:30~18:00	10	8	80.0%	10	100.0%	10	100.0%	10	100.0%
フラダンス教室	木曜日	13:30~15:00	30	2	6.7%	2	6.7%	5	16.7%	6	20.0%
ハニーズダンススクール	木曜日	17:30~18:30	20	16	80.0%	12	60.0%	16	80.0%	10	50.0%
筋膜リリースde美ボディ	木曜日	18:50~19:50	30	7	23.3%	10	33.3%	10	33.3%	7	23.3%
ZUMBA(夜)	木曜日	20:00~21:00	40	33	82.5%	36	90.0%	32	80.0%	36	90.0%
ヨガ(夜)	金曜日	19:30~21:00	40	14	35.0%	17	42.5%	19	47.5%	13	32.5%
絵手紙教室	金曜日	10:00~11:30	20	6	30.0%	6	30.0%	6	30.0%	6	30.0%
水彩画教室	金曜日	10:00~12:00	20	15	75.0%	14	70.0%	18	90.0%	18	90.0%
キッズダンス	土曜日	10:30~11:30	20	5	25.0%	4	20.0%	7	35.0%	7	35.0%
計				183	47.1%	179	46.3%	181	48.2%	174	43.7%

6. 施設の利用状況

(1) 施設別利用者数推移

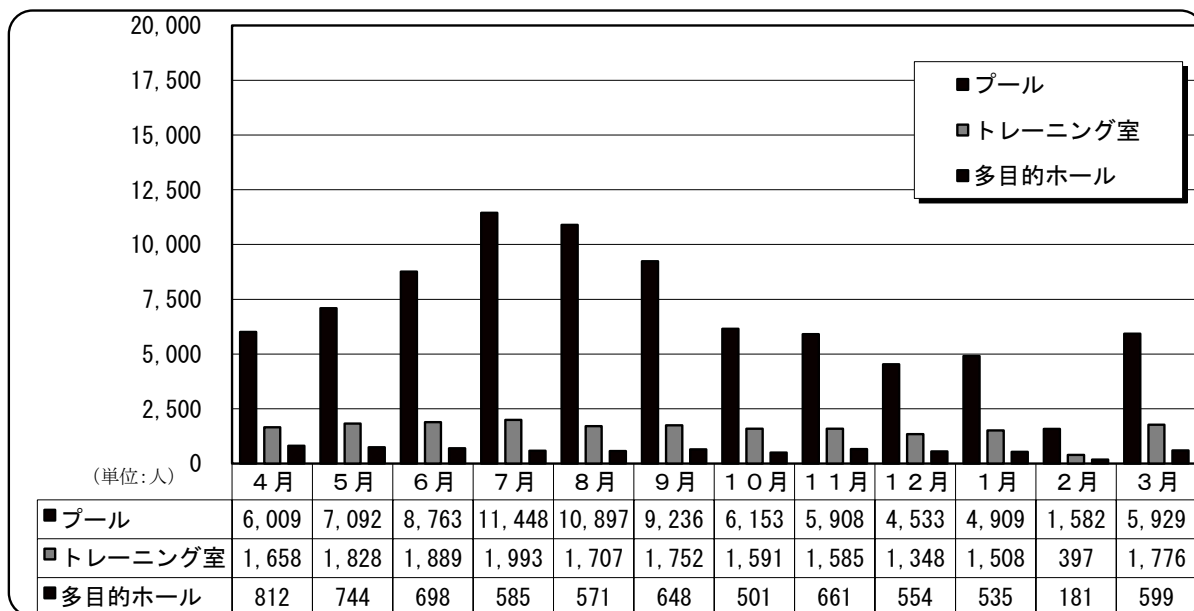


(2) 令和6年度区分別利用者数

(単位：人)

区分	一般利用者				高齢者	障害者	合計	全体比率 (%)
	一般	小学生・中学生	幼児	小計				
プール	30,555	14,446	4,460	49,461	21,797	11,201	82,459	75.9
トレーニング室	10,975			10,975	6,121	1,936	19,032	17.5
多目的ホール	7,089			7,089			7,089	6.5
合計	48,619	14,446	4,460	67,525	27,918	13,137	108,580	100.0

(3) 令和6年度施設別利用者数

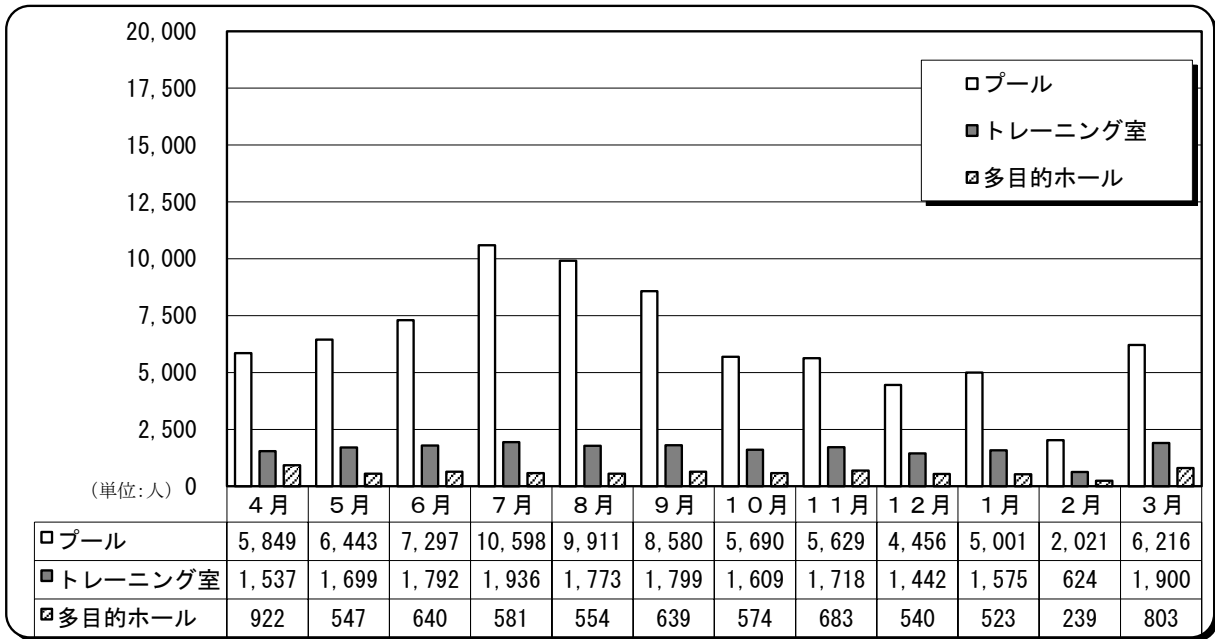


(4) 令和5年度区分別利用者数

(単位：人)

区 分	一 般 利 用 者				高 齢 者	障 害 者	合 計	全体比率 (%)
	一般	小学生・中学生	幼 児	小 計				
プ ー ル	28,488	12,146	3,876	44,510	21,518	11,663	77,691	74.5
トレーニング室	11,805			11,805	5,655	1,944	19,404	18.6
多目的ホール	7,245			7,245			7,245	6.9
合 計	47,538	12,146	3,876	63,560	27,173	13,607	104,340	100.0

(5) 令和5年度施設別利用者数

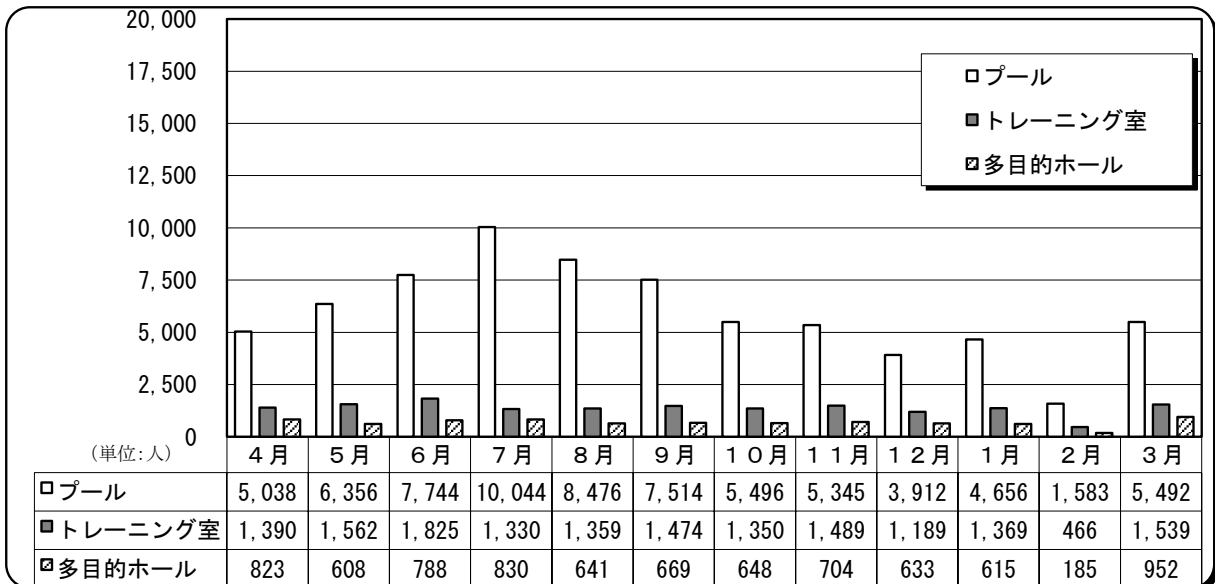


(6) 令和4年度区分別利用者数

(単位：人)

区 分	一 般 利 用 者				高 齢 者	障 害 者	合 計	全体比率 (%)
	一般	小学生・中学生	幼 児	小 計				
プ ー ル	26,544	12,383	3,629	42,556	18,689	9,920	71,165	74.4
トレーニング室	9,439			9,439	5,504	1,399	16,342	17.1
多目的ホール	8,101			8,101			8,101	8.5
合 計	44,084	12,383	3,629	60,096	24,193	11,319	95,608	100.0

(7) 令和4年度施設別利用者数



(8)令和6年度算定基礎資料

プール

区 分	一 般 利 用 者				高 齢 者	障 害 者	合 計	全 体 比 率 (%)
	一 般 ・ 高 校 生	小 中 学 生	幼 児	小 計				
4月	2,132	915	266	3,313	1,792	904	6,009	7.3
5月	2,610	1,079	350	4,039	2,006	1,047	7,092	8.6
6月	3,384	1,791	452	5,627	2,046	1,090	8,763	10.6
7月	4,041	3,080	703	7,824	2,382	1,242	11,448	13.9
8月	4,126	2,715	801	7,642	2,074	1,181	10,897	13.2
9月	3,567	1,672	640	5,879	2,191	1,166	9,236	11.2
10月	2,421	659	275	3,355	1,794	1,004	6,153	7.5
11月	2,192	638	270	3,100	1,864	944	5,908	7.2
12月	1,622	409	150	2,181	1,619	733	4,533	5.5
1月	1,776	501	199	2,476	1,698	735	4,909	6.0
2月	583	183	74	840	523	219	1,582	1.9
3月	2,101	804	280	3,185	1,808	936	5,929	7.2
合 計	30,555	14,446	4,460	49,461	21,797	11,201	82,459	100.0

トレーニング室

区 分	一 般 利 用 者				高 齢 者	障 害 者	合 計	全 体 比 率 (%)
	一 般 ・ 高 校 生	小 中 学 生	幼 児	小 計				
4月	931			931	570	157	1,658	8.7
5月	1,030			1,030	616	182	1,828	9.6
6月	1,100			1,100	602	187	1,889	9.9
7月	1,231			1,231	587	175	1,993	10.5
8月	1,032			1,032	495	180	1,707	9.0
9月	1,006			1,006	534	212	1,752	9.2
10月	926			926	471	194	1,591	8.4
11月	933			933	490	162	1,585	8.3
12月	706			706	511	131	1,348	7.1
1月	821			821	535	152	1,508	7.9
2月	212			212	148	37	397	2.1
3月	1,047			1,047	562	167	1,776	9.3
合 計	10,975			10,975	6,121	1,936	19,032	23.1

多目的ホール

区 分	一 般 利 用 者				高 齢 者	障 害 者	合 計	全 体 比 率 (%)
	一 般 ・ 高 校 生	小 中 学 生	幼 児	小 計				
4月	812			812			812	11.5
5月	744			744			744	10.5
6月	698			698			698	9.8
7月	585			585			585	8.3
8月	571			571			571	8.1
9月	648			648			648	9.1
10月	501			501			501	7.1
11月	661			661			661	9.3
12月	554			554			554	7.8
1月	535			535			535	7.5
2月	181			181			181	2.6
3月	599			599			599	8.4
合 計	7,089			7,089			7,089	100.0

(9) 令和5年度算定基礎資料

プール

区 分	一 般 利 用 者				高 齢 者	障 害 者	合 計	全 体 比 率 (%)
	一 般 ・ 高 校 生	小 中 学 生	幼 児	小 計				
4月	2,128	798	261	3,187	1,725	937	5,849	7.5
5月	2,452	984	285	3,721	1,796	926	6,443	8.3
6月	2,665	1,185	417	4,267	2,017	1,013	7,297	9.4
7月	3,829	2,749	617	7,195	2,172	1,231	10,598	13.6
8月	3,730	2,276	649	6,655	2,090	1,166	9,911	12.8
9月	3,165	1,233	496	4,894	2,416	1,270	8,580	11.0
10月	2,106	594	249	2,949	1,762	979	5,690	7.3
11月	1,976	497	143	2,616	1,961	1,052	5,629	7.2
12月	1,510	466	132	2,108	1,486	862	4,456	5.7
1月	1,791	459	179	2,429	1,672	900	5,001	6.4
2月	767	228	101	1,096	604	321	2,021	2.6
3月	2,369	677	347	3,393	1,817	1,006	6,216	8.0
合 計	28,488	12,146	3,876	44,510	21,518	11,663	77,691	100.0

トレーニング室

区 分	一 般 利 用 者				高 齢 者	障 害 者	合 計	全 体 比 率 (%)
	一 般 ・ 高 校 生	小 中 学 生	幼 児	小 計				
4月	950			950	445	142	1,537	7.9
5月	1,047			1,047	487	165	1,699	8.8
6月	1,158			1,158	455	179	1,792	9.2
7月	1,263			1,263	474	199	1,936	10.0
8月	1,108			1,108	478	187	1,773	9.1
9月	1,116			1,116	510	173	1,799	9.3
10月	979			979	486	144	1,609	8.3
11月	1,000			1,000	540	178	1,718	8.9
12月	796			796	494	152	1,442	7.4
1月	875			875	525	175	1,575	8.1
2月	371			371	190	63	624	3.2
3月	1,142			1,142	571	187	1,900	9.8
合 計	11,805			11,805	5,655	1,944	19,404	25.0

多目的ホール

区 分	一 般 利 用 者				高 齢 者	障 害 者	合 計	全 体 比 率 (%)
	一 般 ・ 高 校 生	小 中 学 生	幼 児	小 計				
4月	922			922			922	12.7
5月	547			547			547	7.6
6月	640			640			640	8.8
7月	581			581			581	8.0
8月	554			554			554	7.6
9月	639			639			639	8.8
10月	574			574			574	7.9
11月	683			683			683	9.4
12月	540			540			540	7.5
1月	523			523			523	7.2
2月	239			239			239	3.3
3月	803			803			803	11.1
合 計	7,245			7,245			7,245	100.0

(10)令和4年度算定基礎資料

プール

区 分	一 般 利 用 者				高 齢 者	障 害 者	合 計	全 体 比 率 (%)
	一 般 ・ 高 校 生	小 中 学 生	幼 児	小 計				
4月	1,904	682	213	2,799	1,479	760	5,038	7.1
5月	2,455	1,150	319	3,924	1,585	847	6,356	8.9
6月	2,996	1,519	438	4,953	1,853	938	7,744	10.9
7月	3,718	2,715	158	6,591	1,938	1,024	9,553	13.4
8月	3,021	2,166	666	5,853	1,739	884	8,476	11.9
9月	3,180	1,100	442	4,722	1,872	920	7,514	10.6
10月	1,961	714	297	2,972	1,606	918	5,496	7.7
11月	1,847	578	290	2,715	1,705	925	5,345	7.5
12月	1,289	411	197	1,897	1,304	711	3,912	5.5
1月	1,667	611	257	2,535	1,392	729	4,656	6.5
2月	576	109	70	755	532	296	1,583	2.2
3月	1,930	628	282	2,840	1,684	968	5,492	7.7
合 計	26,544	12,383	3,629	42,556	18,689	9,920	71,165	100.0

トレーニング室

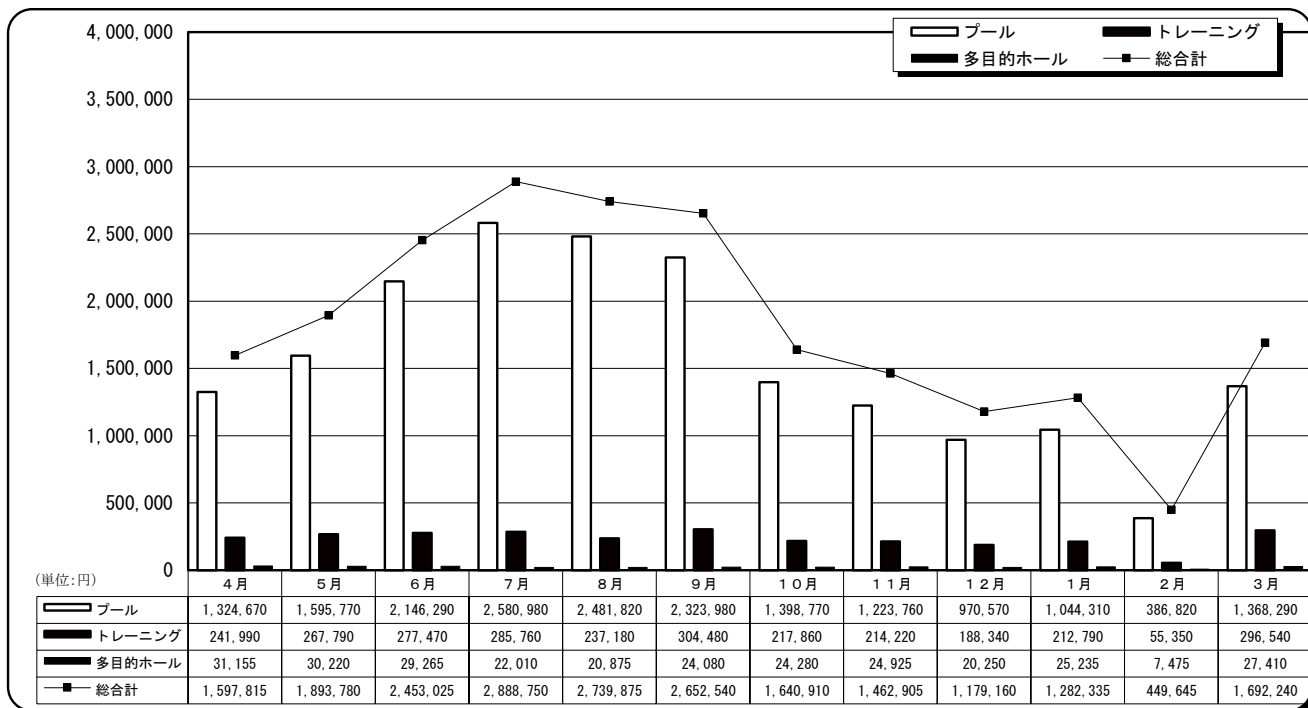
区 分	一 般 利 用 者				高 齢 者	障 害 者	合 計	全 体 比 率 (%)
	一 般 ・ 高 校 生	小 中 学 生	幼 児	小 計				
4月	815			815	436	139	1,390	8.5
5月	887			887	547	128	1,562	9.6
6月	1,085			1,085	596	144	1,825	11.2
7月	672			672	519	139	1,330	8.1
8月	814			814	474	71	1,359	8.3
9月	919			919	443	112	1,474	9.0
10月	804			804	443	103	1,350	8.3
11月	852			852	525	112	1,489	9.1
12月	696			696	426	67	1,189	7.3
1月	755			755	472	142	1,369	8.4
2月	242			242	169	55	466	2.9
3月	898			898	454	187	1,539	9.4
合 計	9,439			9,439	5,504	1,399	16,342	23.0

多目的ホール

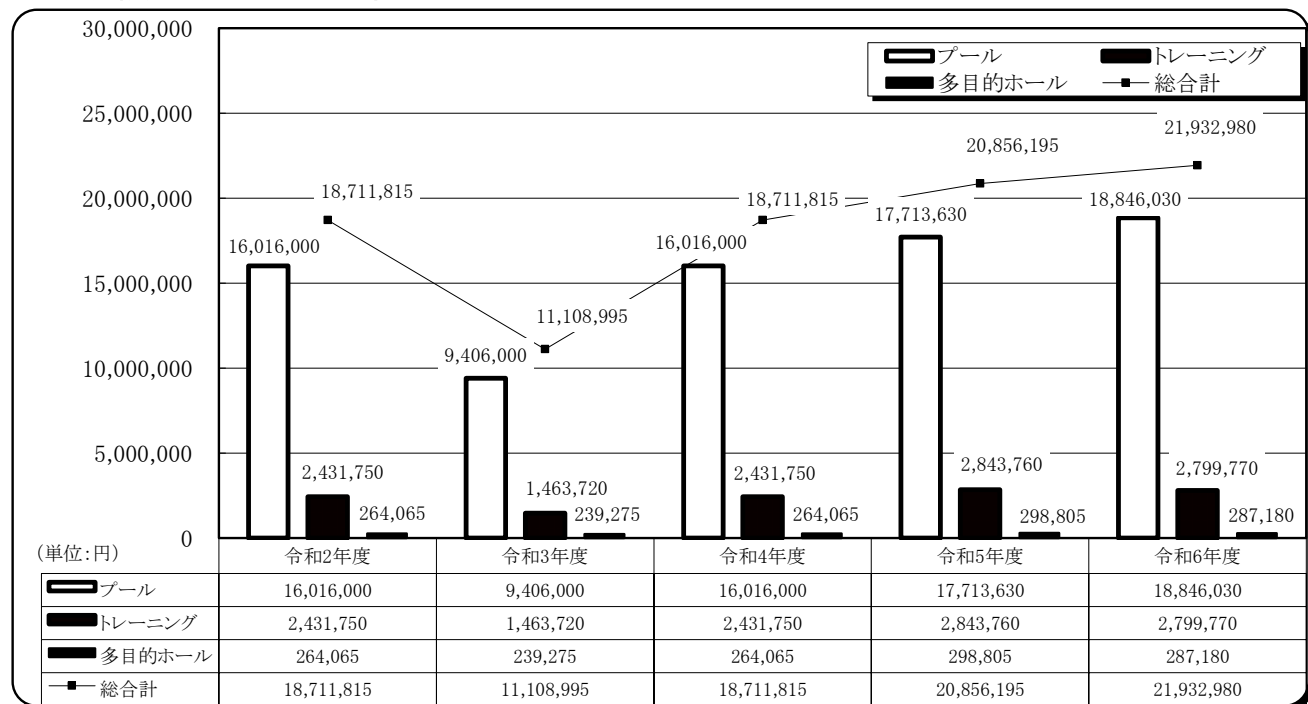
区 分	一 般 利 用 者				高 齢 者	障 害 者	合 計	全 体 比 率 (%)
	一 般 ・ 高 校 生	小 中 学 生	幼 児	小 計				
4月	823			823			823	10.2
5月	608			608			608	7.5
6月	788			788			788	9.7
7月	830			830			830	10.2
8月	641			641			641	7.9
9月	669			669			669	8.3
10月	648			648			648	8.0
11月	704			704			704	8.7
12月	633			633			633	7.8
1月	615			615			615	7.6
2月	190			190			190	2.3
3月	952			952			952	11.8
合 計	8,101			8,101			8,101	100.0

7. 施設の利用料金収入状況

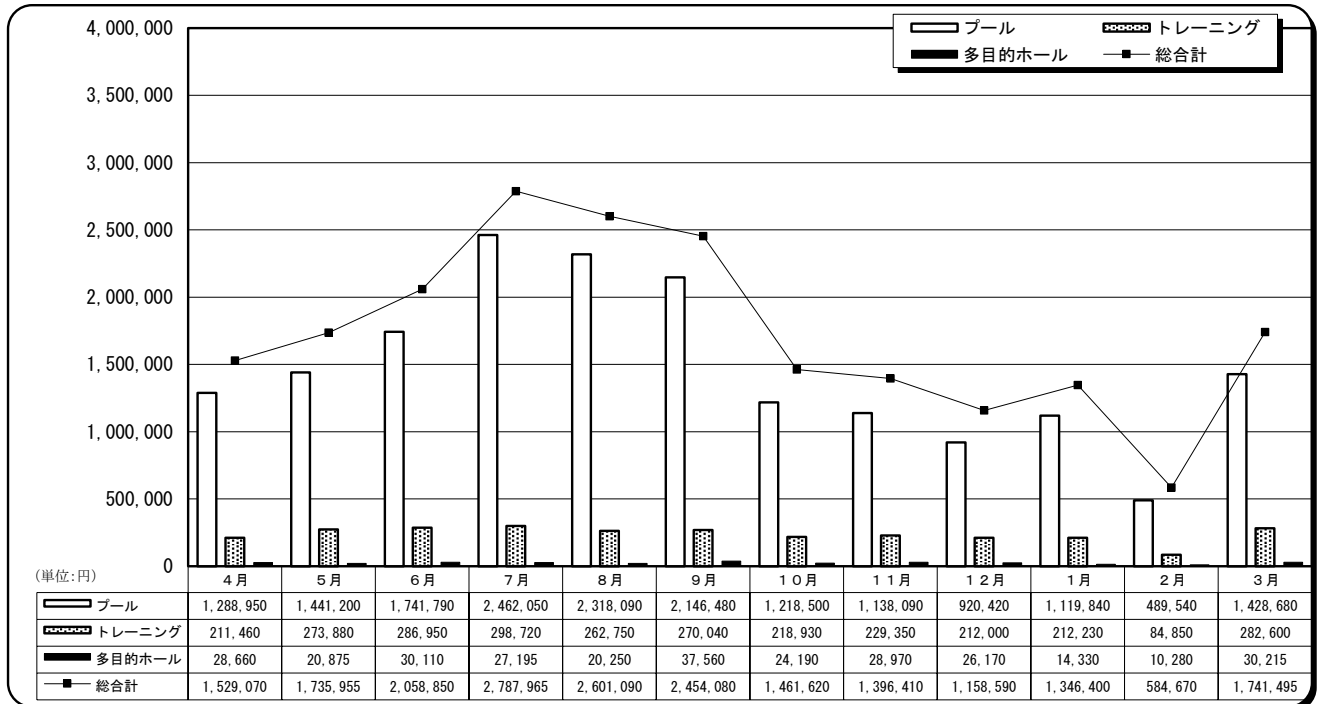
(1) 令和6年度施設別利用料金収入



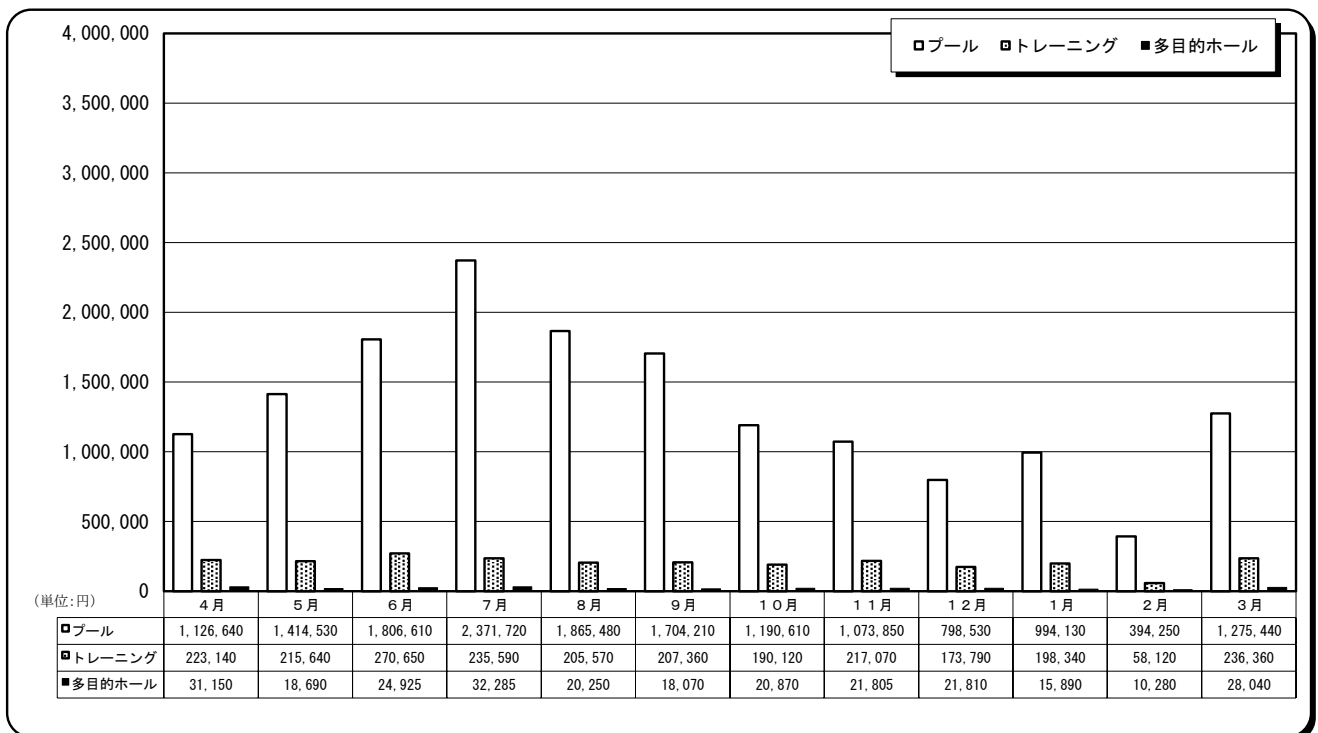
(2) 施設別利用料金収入の推移



(3) 令和5年度施設別利用料金収入



(4) 令和4年度施設別利用料金収入



8. 年間利用料金減免実績

久留米市民温水プール条例第13条第3号の規定による市長が特に必要があると認める場合に該当する減免

令和4年度 減免料金 合計 141,470円

使用者	使用目的	使用施設	使用日数等	減免料金 (円) (冷暖使用料含む)
健康福祉部	健康増進	多目的ホール	午後 全面	74,700
教育委員会	県民体育大会 選手選考会	温水プール	3時間・全コース 小中学生 100人	66,770

令和5年度 減免料金 合計 66,770円

使用者	使用目的	使用施設	使用日数等	減免料金 (円) (冷暖使用料含む)
教育委員会	県民体育大会 選手選考会	温水プール	3時間・全コース 小中学生 100人	66,770

令和6年度 減免料金 合計 66,770円

使用者	使用目的	使用施設	使用日数等	減免料金 (円) (冷暖使用料含む)
教育委員会	県民体育大会 選手選考会	温水プール	3時間・全コース 小中学生 100人	66,770

9. 半額利用券利用実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
配布枚数 (枚)	31,592枚	31,544枚	31,278枚
利用枚数 (枚)	1,988枚	2,687枚	2,625枚

10. 回数券の販売実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
プール	¥3,403,300	¥3,740,100	¥4,010,800
トレーニング室	¥694,700	¥850,400	¥734,000

○久留米市民温水プール条例

平成7年9月29日

久留米市条例第20号

(目的及び設置)

第1条 市民の健康増進と体力向上に資することを基本とし、併せて市民のスポーツの振興を図るため、久留米市民温水プール（以下「温水プール」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 温水プールの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
久留米市民温水プール	久留米市上津町2199番地39

(平14条例4・一部改正)

(構成施設)

第3条 温水プールに、次の施設を置く。

- (1) プール
- (2) トレーニング施設
- (3) 多目的ホール

(平17条例33・追加)

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、温水プールの管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(平17条例33・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第8条に規定する利用の許可、第15条に規定する利用の取消し等その他利用許可に関する業務
- (2) 温水プールの施設及び附属設備等の維持及び修繕に関連する業務
- (3) 温水プールの施設の安全対策に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、温水プールの運営に関して市長が必要と認める業

務

(平17条例33・追加)

(開館時間)

第6条 温水プールの開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

施設名	開館時間
プール	午前9時30分から午後9時まで
トレーニング室	午前9時30分から午後9時まで
多目的ホール	午前9時から午後9時まで

2 指定管理者は、前項ただし書の規定により開館時間を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

3 指定管理者は、開館時間を変更したときは、これを公表するとともに、温水プール内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(平17条例33・追加)

(休館日)

第7条 温水プールの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により休館日を変更し、又は臨時に休館日を定める場合に準用する。

(平17条例33・追加)

(利用の許可)

第8条 温水プールの施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において必要があるときは、その利用について条件を付することができる。

(平17条例33・旧第3条繰下・一部改正)

(利用の不許可)

第9条 指定管理者は、温水プールの施設の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 温水プールの管理上支障があるとき。
- (5) その他温水プールの設置の目的に反すると認められるとき。

(平17条例33・旧第4条繰下・一部改正)

(目的外利用及び譲渡等の禁止)

第10条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、温水プールの施設を許可の目的以外に利用し、転貸し、又は利用する権利を譲渡してはならない。

(平17条例33・旧第5条繰下)

(利用料金の納入)

第11条 利用者は、指定管理者に温水プールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

- 2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めたときは、これを公表するとともに、温水プール内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(平17条例33・追加)

(利用料金の収入)

第12条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

(平17条例33・追加)

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金（第2号及び第3号の場合においては多目的ホールの利用料金を除く。）を減額し、又は免除することができる。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び被爆者健康手帳の交付を受けている者が利用するとき。
- (2) 65歳以上の者（当該年度中に65歳に達する者を含む。）が利用するとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

（平17条例33・追加、平28条例36・一部改正）

（利用料金の返還）

第14条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により温水プールを利用することができなくなったとき、及び市長が別に定める場合に限り、その全部又は一部を返還することができる。

（平17条例33・追加）

（許可の取消し等）

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を変更し、若しくは取り消し、又は利用の中止若しくは施設からの退去を命じることができる。

- (1) 利用者が虚偽その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、温水プールの管理上特に必要と認められるとき。

（平17条例33・旧第9条繰下・一部改正）

（原状回復義務）

第16条 利用者は、その利用を終了したとき、前条の規定により許可を取り消されたとき、又は利用の中止若しくは施設からの退去を命ぜられたときは、直ちに利用した施設又は設備を原状に回復しなければならない。

（平17条例33・追加）

(損害賠償義務)

第17条 利用者は、温水プールの建物又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平17条例33・旧第11条繰下・一部改正)

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平17条例33・旧第13条繰下)

附 則

この条例は、平成8年2月17日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日条例第5号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(久留米市民温水プール条例の一部改正に伴う経過措置)

8 第19条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の久留米市民温水プール条例の規定による許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年3月29日条例第4号)

この条例は、平成14年5月7日から施行する。

附 則 (平成16年12月28日条例第140号)

この条例は、平成17年2月5日から施行する。

附 則 (平成17年6月30日条例第33号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日条例第19号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(久留米市民温水プール条例の一部改正に伴う経過措置)

45 この条例の施行の際現に第51条の規定による改正前の久留米市民温水プール条例の規定による許可を受けている者に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日条例第 36 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 25 日条例第 5 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（久留米市民温水プール条例の一部改正に伴う経過措置）

45 この条例の施行の際現に第 52 条の規定による改正前の久留米市民温水プール条例の規定による許可を受けている者に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表（第 11 条関係）

（平 17 条例 33・全改、平 26 条例 19・平 28 条例 36・令元条例 5・一部改正）

プール及びトレーニング室利用料金

施設名	区分		利用料金		
			使用開始から 2 時間まで	超過料金 (30 分当たり)	回数券 (2 時間分の利用券 11 枚つづり)
プール	共用 利用	一般	1 人につき 420 円	1 人につき 100 円	4,200 円
		小学生・中学生	1 人につき 210 円	1 人につき 50 円	2,100 円
		幼児	1 人につき 100 円	1 人につき 50 円	1,000 円
	専用利用（1 コース当たり）	2,130 円+個人利用料金	1,600 円	—	
トレーニング室	一般	1 人につき 210 円	1 人につき 50 円	2,100 円	

1 上記の料金は、消費税等額を含む。

2 プールの利用料金は、4 歳未満の者は無料とする。

- 3 トレーニング室は、中学生以下の利用を禁止する。
- 4 利用時間が2時間を超えた場合は、超過料金を徴収する。この場合において、超過時間が30分に満たない場合は、30分とみなす。
- 5 「一般」とは、小学生・中学生、幼児及び4歳未満の者以外の者をいう。
- 6 「小学生」とは、小学校の児童又はこれに準ずる者をいい、「中学生」とは、中学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 7 「幼児」とは、4歳以上の者で、学齢に達しないものをいう。

多目的ホール利用料金

時間区分	午前 (9時から12時まで)	午後 (13時から17時まで)	夜間 (18時から21時まで)
利用料金	1,920円	2,560円	1,920円
冷暖房利用料金	1時間までごとに 1,600円		

- 1 上記の料金は、消費税等額を含む。
- 2 半室利用の場合の利用料金は、上記料金の額の2分の1の額とする。
- 3 複数の時間区分を連続して利用する場合は、それぞれの利用料金の合計額を徴収する。
- 4 時間区分には、準備及び片付けの時間も含むものとする。

○久留米市民温水プール条例施行規則

平成20年3月27日

久留米市規則第36号

久留米市民温水プール条例施行規則（平成7年久留米市規則第36号）の全部を次のとおり改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、久留米市民温水プール条例（平成7年久留米市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用の手続等）

第2条 条例第8条第1項前段の規定により温水プールの施設の利用許可を受けようとする場合の手続は、次に掲げるところによるものとする。

(1) プール及びトレーニング室を個人利用するときは、条例第11条第1項の規定により利用料金を納入し、利用券の交付を受けなければならない。

(2) プールの全部又は一部を専用利用するとき、又は多目的ホールを利用するときは、久留米市民温水プール利用許可申請書（第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者は、前項第2号の規定による申請があり、支障がないと認めるときは、久留米市民温水プール利用許可書（第2号様式）を交付しなければならない。

（利用許可の変更等）

第3条 条例第8条第1項前段の規定により温水プールの利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、当該許可に係る事項を変更しようとするとき（利用を中止しようとするときを含む。）は、同項後段の規定により久留米市民温水プール利用変更・中止申請書（第3号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があり、支障がないと認めるときは、久留米市民温水プール利用変更・中止承認書（第4号様式）を交付しなければならない。

（利用料金の減免）

第4条 条例第13条の規定による利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。この場合において、

その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び被爆者健康手帳の交付を受けている者が利用するとき（多目的ホールの利用を除く。）。 利用料金の全額
- (2) 65歳以上の者（当該年度中に65歳に達する者を含む。）が利用するとき。 利用料金の半額
- (3) 久留米市及び久留米市教育委員会が主催する事業で利用するとき。 利用料金の全額
- (4) 第1号に規定する者の利用（多目的ホールの利用を除く。）に当たり、その者に付添人がいるとき。 付添人に係る利用料金（第1号に規定する者1人につき2人以上の付添人がいる場合は、そのうちの1人に係る利用料金に限る。）の全額
- (5) 上津校区まちづくり振興会が当該校区における行事として催し物を行うとき（トレーニング室の利用を除く。）。 利用料金の全額
- (6) その他市長が特に必要があると認めるとき。 利用料金の全額又は半額

2 前項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするときは、久留米市民温水プール利用料金減免申請書（第5号様式）を指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。ただし、前項第1号から第4号までの規定に該当する場合において、証明すべき事実を前項第1号に規定する各手帳、公共機関の発行する証明書等によって確認することができるときは、久留米市民温水プール利用料金減免申請書の提出を省略させることができる。

（平28規則46・令元規則28・一部改正）

（利用料金の返還）

第5条 条例第14条ただし書の規定により利用料金の返還を受けようとするときは、久留米市民温水プール利用料金還付申請書（第6号様式）を指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。

（利用者等の遵守事項）

第6条 利用者等は、温水プールの施設を利用するに当たり職員の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において喫煙し、その他火気を使用しないこと。

- (2) 利用を許可されていない施設を利用しないこと。
- (3) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) その他管理上支障となる行為をしないこと。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日規則第46号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日規則第28号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

久留米市民温水プール利用許可申請書

久留米市民温水プール指定管理者 宛て

温水プールを利用したいので、次のとおり申請します。

1 申 請 日	年 月 日
2 代 表 者 氏 名	
3 代 表 者 住 所	TEL
4 利 用 目 的	-----
5 利 用 施 設 ・ 範 囲	
6 利 用 人 員 数	一般 人 小学生・中学生 人 幼児 人
7 利 用 日 時	月 日 時 分～ 時 分
	月 日 時 分～ 時 分
	月 日 時 分～ 時 分
	月 日 時 分～ 時 分

第2号様式(第2条関係)

年 月 日

久留米市民温水プール利用許可書

様

久留米市民温水プール指定管理者

印

温水プールの利用を、次のとおり許可します。

1 許 可 日	年 月 日	許可番号	
2 代 表 者 氏 名			
3 代 表 者 住 所	TEL		
4 利 用 目 的	-----		
5 利 用 施 設 ・ 範 囲			
6 利 用 人 員 数	一般 人	小学生・中学生	人 幼児 人
7 利 用 日 時	月 日	時 分	時 分
	月 日	時 分	時 分
	月 日	時 分	時 分
	月 日	時 分	時 分
許 可 条 件			
利 用 料 金	合 計	円	

- (注意事項)1 この許可書は、入場するとき係員にお示してください。
- 2 プール利用中は遵守事項を守り、係員の指示に従ってください。
- 3 施設、設備、物品等を破損し、又は紛失した場合は、弁償していただきます。
- 4 利用内容の変更等がある場合は、遅滞なく御連絡ください。

第3号様式(第3条関係)

年 月 日

久留米市民温水プール利用変更・中止申請書

久留米市民温水プール指定管理者 宛て

温水プールの利用を次のとおり変更・中止したいので申請します。

1 申請日	年 月 日		
2 許可日	年 月 日	許可番号	
3 代表者氏名			
4 代表者住所	TEL		
5 変更内容	(目的・利用範囲・人員・利用日時等)		
6 変更・中止理由			

第4号様式(第3条関係)

年 月 日

久留米市民温水プール利用変更・中止承認書

様

久留米市民温水プール指定管理者

印

次のとおり承認します。

1 承認日	年 月 日	承認番号	
2 代表者氏名			
3 代表者住所	T E L		
4 承認内容			
5 条件			

利 用 施 設	変 更 後 の 利 用 料 金	既 徴 収 利 用 料 金	差 引 徴 収 (還 付) 額

第5号様式(第4条関係)

年 月 日

久留米市民温水プール利用料金減免申請書

久留米市民温水プール指定管理者 宛て

次のとおり申請します。

1 申請日	年 月 日
2 代表者氏名	TEL
3 代表者住所	
4 利用目的	-----
5 利用施設	・温水プール ・トレーニング室 ・多目的ホール
6 利用人員数	一般 人 小学生・中学生 人 幼児 人
7 利用日時	月 日 時 分～ 時 分
8 減免申請理由	

第6号様式(第5条関係)

年 月 日

久留米市民温水プール利用料金還付申請書

久留米市民温水プール指定管理者 宛て

次のとおり申請します。

1 申請日	年 月 日
2 代表者氏名	
3 代表者住所	TEL
4 利用目的
5 利用施設	・温水プール ・トレーニング室 ・多目的ホール
6 利用人員数	一般人 人 幼児 人 小学生・中学生
7 利用日時	月 日 時 分～ 時 分
8 還付申請理由	

第1号様式（第2条関係）

（平28規則46・一部改正）

第2号様式（第2条関係）

（平28規則46・一部改正）

第3号様式（第3条関係）

（平28規則46・一部改正）

第4号様式（第3条関係）

（平28規則46・全改）

第5号様式（第4条関係）

（平28規則46・一部改正）

第6号様式（第5条関係）

（平28規則46・一部改正）